

学校(園)又は通学(園)中でケガをした時は

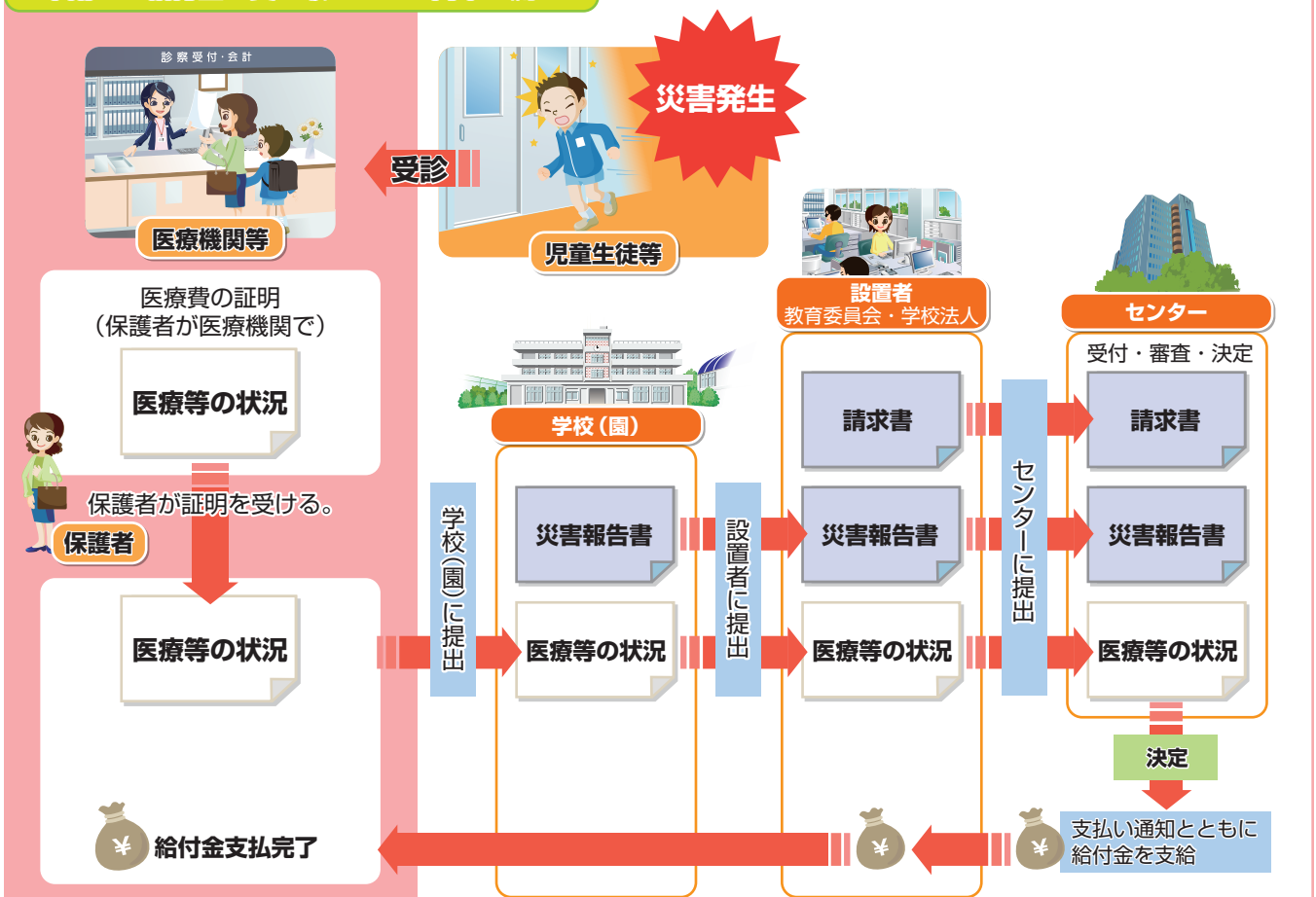
～申請に当たってのご留意点～

以下の手順で医療機関への手続きをお願いします。

- ① 「医療等の状況」の用紙を、本校H.P.各種書式からダウンロードして下さい。
※病院外の薬局で薬を処方された場合は、さらに「調剤報酬明細書」が必要になります。
- ② 受診した医療機関に提出し、医療費を証明された「医療等の状況」などを受取して下さい。
- ③ 治療がすべて終了したら、「医療等の状況」などを、まとめて保健室に提出して下さい。

下記の流れのとおりの手続きが完了次第、給付金が支払われます。おおよそ3ヶ月程度の時間がかかります。

申請から給付金を受け取るまでの簡単な流れ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガなどに対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者（同意確認後）の三者で負担しています。

- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 数ヶ月かかる場合は、療養月ごとに書類が必要です。
- * 受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特典の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書くに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。